

(仮称)伊賀市柏尾太陽光発電事業 簡易的環境影響評価書に対する 三重県知事意見

(総括事項)

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。
- 2 今後、詳細な工事設計を作成し、予測及び評価に変更が生じる場合は、それらを反映した措置報告書を作成すること。また、環境保全措置の検討にあたっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 4 事業実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、伊賀市及び地域住民と適切なコミュニケーションを図り、理解が得られるよう努めること。
- 5 事業実施にあたっては、責任の所在を明確にし、環境保全措置等を確実に実施すること。

(個別的事項)

1 大気質、騒音及び振動

準対象事業実施区域の近傍に学校等の環境の保全等について特に配慮が必要な施設が存在するため、工事の実施に伴い発生する粉じんについて風向も考慮した予測評価を行うとともに、騒音及び振動による影響を極力低減するよう努め、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。

また、事業の実施にあたり、騒音及び振動が増大する恐れがあることから、環境保全措置を徹底し、周辺環境への影響を極力低減するよう努めること。

2 水質

準対象事業実施区域の外に濁水が流出しないよう排水路を設置し、調整池の容量を十分確保するとともに、適切に管理すること。

3 地下水

森林伐採が地下水に与える影響について検討し、措置報告書に反映するこ

と。

4 陸生動物、陸生植物及び水生生物

重要種の生息・生育が確認された場合は、生息・生育環境の減少等、事業による影響を予測・評価し、措置報告書に反映すること。

5 廃棄物

導入する太陽光発電設備は、廃棄時を見据えて選定すること。また、事業に伴い発生する廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、やむを得ず廃棄物となるものについてはその責任の所在を明らかにするとともに、適正な処理を行う計画とすること。

6 その他

太陽光発電設備の設置により、温度上昇や反射光が住居や周辺環境等を与える影響について検討し、措置報告書に反映すること。